

## 【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2024年12月18日
- 【発行者名】 ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ  
(JAPAN FUND MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 コンダクティング・オフィサー ティボー・マーティン  
(Thibault MARTIN)  
コンダクティング・オフィサー兼取締役 小松崎 威士
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ミュンスバッハ L - 5365、  
ガブリエル・リップマン通り 1 B  
(1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach, Grand Duchy of  
Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 十枝 美紀子  
弁護士 橋本 雅行
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 十枝 美紀子  
弁護士 三宅 章仁  
弁護士 橋本 雅行
- 【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】 03(6775)1000
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
外貨建マネー・マーケット・ファンド（GAIKADATE MONEY MARKET FUND）
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
米ドル・ポートフォリオ受益証券（U.S. DOLLAR PORTFOLIO）20億米ドル（約2,951億円）を上限とする。  
（注）米ドルの円貨換算は、2024年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝147.55円）による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年3月29日に提出した有価証券届出書（2024年7月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）について、2024年12月18日付でトラストの統合約款および設立地における目論見書が変更されたことに伴い訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、また、訂正すべきその他の事項がありますのでこれを訂正するため、さらに、変更後の約款を提出するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

(注) \_\_\_\_\_ の部分は訂正箇所を示します。

### 表紙

< 訂正前 >

		(前略)
代理人の氏名又は名称	弁護士	<u>中野 春芽</u>
		(中略)
事務連絡者氏名	弁護士	<u>中野 春芽</u>
	弁護士	十枝 美紀子
	弁護士	三宅 章仁
	弁護士	橋本 雅行
		(後略)

< 訂正後 >

		(前略)
代理人の氏名又は名称	弁護士	<u>十枝 美紀子</u>
	弁護士	<u>橋本 雅行</u>
		(中略)
事務連絡者氏名	弁護士	十枝 美紀子
	弁護士	三宅 章仁
	弁護士	橋本 雅行
		(後略)

[次へ](#)

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (2) ファンドの沿革

###### <訂正前>

1994年1月28日	管理会社の設立
1997年9月11日	トラスト約款締結
1997年10月9日	米ドル・ポートフォリオの運用開始
1998年8月13日	英ポンド・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオの運用開始
1998年12月17日	改定約款締結
2001年5月21日	管理会社名称変更
2004年3月16日	トラスト約款変更(2004年4月2日効力発生)
2011年7月21日	トラスト約款変更(2011年7月26日効力発生)
2012年3月23日	トラスト約款変更(2012年3月31日効力発生)
2014年6月2日	ユーロ・ポートフォリオの償還
2014年9月4日	トラスト約款変更(2014年9月11日効力発生)
2015年3月18日	トラスト約款変更(2015年4月1日効力発生)
2017年2月28日	英ポンド・ポートフォリオの償還
2017年3月10日	トラスト約款変更(2017年3月31日効力発生)
2019年3月22日	トラスト約款変更(2019年3月31日効力発生)

###### <訂正後>

1994年1月28日	管理会社の設立
1997年9月11日	トラスト約款締結
1997年10月9日	米ドル・ポートフォリオの運用開始
1998年8月13日	英ポンド・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオの運用開始
1998年12月17日	改定約款締結
2001年5月21日	管理会社名称変更
2004年3月16日	トラスト約款変更(2004年4月2日効力発生)
2011年7月21日	トラスト約款変更(2011年7月26日効力発生)
2012年3月23日	トラスト約款変更(2012年3月31日効力発生)
2014年6月2日	ユーロ・ポートフォリオの償還
2014年9月4日	トラスト約款変更(2014年9月11日効力発生)
2015年3月18日	トラスト約款変更(2015年4月1日効力発生)
2017年2月28日	英ポンド・ポートフォリオの償還
2017年3月10日	トラスト約款変更(2017年3月31日効力発生)
2019年3月22日	トラスト約款変更(2019年3月31日効力発生)
2024年12月11日	トラスト約款変更(2024年12月18日効力発生)

## (3) ファンドの仕組み

&lt;訂正前&gt;

(前略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （Japan Fund Management （Luxembourg） S.A.）	管理会社	1997年9月11日付（1997年10月8日に効力発生）（最終改正は2019年3月22日（2019年3月31日に効力発生））で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

(中略)

管理会社の概要

(中略)

## (ロ) 事業の目的

管理会社の目的は、2013年法に従ってAIFのAIFMとして行為することおよび2013年法別表 1. に記載する活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表 2. に記載する活動を遂行することができる。

また、管理会社の目的は、2010年法第15章に従い、管理会社として行為することであり、ルクセンブルグおよび/または外国の投資信託（以下「UCI」という。）の設定、販売促進、事務管理、運用およびマーケティング、ならびにとりわけ2010年法パート に基づくUCIの設定および2007年2月13日付専門投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2007年法」という。）に基づくAIFであるルクセンブルグ専門投資信託（以下「SIF」という。）の設立を含むが、これらに限られない。更に、管理会社は、一般的に、AIF、UCIおよびUCITS（以下、総称して「AIF等」という。）の運用、事務管理、マーケティングならびに販売促進に関連する活動を行うことができる。管理会社は、AIF等のために、証券、財産およびより一般的にはAIF等の認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を名簿登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、ならびに、AIF等およびAIF等の受益者のために、全ての権利および特権（とりわけ、AIF等の資産を構成する証券に付随する全ての議決権）を行使することができる。これらの権限は、網羅的なものではなく、例示的なものとみなされるべきである。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するAIF等の目的の達成に直接的もしくは間接的に関連する活動ならびに/またはかかる達成のために有益および/もしくは必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法第15章および2013年法の規定に定める制限内に限る。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ (Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	1997年9月11日付（1997年10月8日に効力発生）（最終改正は2024年12月11日（2024年12月18日に効力発生））で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
--	------	---

(中略)

### 管理会社の概要

(中略)

### (口) 事業の目的

管理会社の目的は、AIFM法に従ってAIFのAIFMとして行為すること、およびAIFM法別表 1 . に記載された活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表 2 . に記載された活動を遂行することができる。

AIFMの主たる目的は、以下のとおりである。

a . EU指令2011/61/EUの定めるルクセンブルグ籍および外国籍のAIFのために、AIFM法の第5条第2項および別表1に従い、管理運用業務、事務管理業務、販売促進業務およびAIFの資産に関するその他の業務を遂行すること。

b . 契約型投資信託、変動株式資本を有する投資法人および固定株式資本を有する投資法人、ならびにルクセンブルグで設立されEU指令2011/61/EUの定めるAIFとして適格性を有するもののために、2010年法第89条第2項の定める管理会社の業務を、2010年法第125-2条に従い遂行すること。

更に、AIFMは、AIFの運用、事務管理、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。AIFMは、AIFおよびその受益者のために、有価証券、財産およびより一般的にAIFの認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券の登録簿へのAIFおよびその受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、ならびに、AIFおよびAIFの受益者のために、全ての権利および特権（とりわけ、AIFの資産を構成する有価証券に付随する全ての議決権）を行使することができる。

AIFMは、自らの目的および自らが運用するAIFの目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる目的の達成のために有益かつ必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、適用ある場合、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年2月13日付専門投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2007年法」という。）、2010年法およびAIFM法の規定に定められた制限内に限る。

(後略)

### (5) 開示制度の概要

ルクセンブルグにおける開示

<訂正前>

(前略)

(口) 受益者に対する開示（2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No. 231/2013（レベル 規則）108条および109条）

(中略)

トラストの過去の運用実績、日々の純資産価格、受益証券の発行および買戻価格ならびに評価の停止といったトラストおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表される。

関連する営業日におけるファンドごとの直近の固定的な1口当たり純資産価格（以下「固定純資産価格」という。）、発行価格、買戻価格、転換価格および変動純資産価格、ならびに日々の

分配金額は、管理会社のウェブサイト（<http://www.jfml.lu/JFML.html>）および管理会社もしくは保管受託銀行（適用ある場合）の登記上の事務所において公衆の閲覧に供している。

以下の情報は、永続的な媒体としての、管理会社のウェブサイトの公開セクションにおいて週1回の頻度で公開されており、また請求により、管理会社の登記上の事務所においても受益者が利用可能である。

- a．各ファンドの保有銘柄の満期の明細
- b．各ファンドの与信特性
- c．各ファンドのWAM（加重平均残存期間）およびWAL（加重平均残存年限）
- d．ファンドが保有する10大銘柄の名称、発行国、満期および資産の種類ならびに逆買戻し条件付契約の場合にはその相手方を含む詳細
- e．各ファンドの総資産額
- f．各ファンドの正味利回り

固定純資産価格と変動純資産価格との差異は監視され、管理会社のウェブサイトの公開情報部分において毎日公開される。

受益者に対する通知は、受益者名簿記載の住所宛に各受益者に送付され、ルクセンブルグの法律で求められる場合、ルクセンブルグの「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」（以下「RESA」という。）に公告される。

<訂正後>

（前略）

（口）受益者に対する開示（2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No. 231 / 2013（レベル 規則）108条および109条）

（中略）

トラストの過去の運用実績、日々の純資産価格、受益証券の発行および買戻価格ならびに評価の停止といったトラストおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表される。

各純資産価格日付におけるファンドごとの固定的な1口当たり純資産価格（以下「固定純資産価格」という。）、変動純資産価格、発行価格、買戻価格、転換価格および日々の分配金額は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において入手可能である。

以下の情報は、毎週公開され、ウェブサイト（<https://www.jfml.lu/mmfr.html>）において入手可能であり、また請求により、管理会社の登記上の事務所においても受益者が入手可能である。

- a．各ファンドの保有銘柄の満期の明細
- b．各ファンドの与信特性
- c．各ファンドのWAM（加重平均残存期間）およびWAL（加重平均残存年限）
- d．ファンドが保有する10大銘柄の名称、発行国、満期および資産の種類ならびに逆買戻し条件付契約の場合にはその相手方を含む詳細
- e．各ファンドの総資産額
- f．各ファンドの正味利回り

最新の1口当たりの変動純資産価格、および1口当たりの変動純資産価格と固定純資産価格との差異は毎日公開されており、ウェブサイト（<https://www.jfml.lu/mmfr.html>）において入手可能である。

受益者に対する通知は、受益者名簿記載の住所宛に各受益者に送付され、ルクセンブルグの法律で求められる場合、ルクセンブルグの「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」（以下「RESA」という。）に公告される。

## 2 投資方針

### （5）投資制限

< 訂正前 >

（前略）

#### **流動性管理の手続、流動性リスクおよびポートフォリオ・リスクの制限に関する規則 流動性管理の手続の説明**

（中略）

##### **資産流動性リスク**

###### **流動性測定法**

管理会社は、リスクメトリクス（リスク指標）における流動性リスク報告サービスを利用することができる。かかる報告サービスは、流動性スコアならびに売買スプレッドおよび解散までの日数等のその他の流動性の測定を提供している。流動性スコアおよび流動性の測定は、最大で3つの流動性シナリオを算出し、市場流動性および買戻しの仮定を考慮する。流動性リスク報告サービスは、管理会社に対し、異なる測定スキームおよび流動性シナリオを確認するためのユーザー・フレキシビリティを提供する。

かかる測定方法により、トラストにおける投資対象の流動性の度合いを評価することができる。トラストの流動性は、売買スプレッドおよび原取引の費用に基づき判断される。

###### **短期MMFに適用される流動性管理規則およびファンド規則**

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

#### **流動性管理の手続、流動性リスクおよびポートフォリオ・リスクの制限に関する規則 流動性管理の手続の説明**

（中略）

##### **資産流動性リスク**

###### **流動性測定法**

管理会社は、ポートフォリオ内の投資対象の流動性の度合いを評価し、売買スプレッド、ディーラー/マーケットメーカーの数、モデル価格と市場価格の差異、満期利回りと国債利回りの差異、取引の費用等の指標に基づき、現金化までの日数を推定する。

売買スプレッドは、市場の売値と買値から、または入手不能な場合は、ICEデータ・サービスが提供する売買の評価価格から算出される。

###### **短期MMFに適用される流動性管理規則およびファンド規則**

（後略）

[次へ](#)

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

#### (1) 海外における販売手続等

< 訂正前 >

（前略）

##### データ保護

（中略）

管理会社の現行のデータプライバシー通知の写しは、本書別紙Bに別添されている。データプライバシー通知は入手可能であり、<https://jfml.lu/>にてオンラインでアクセスし、入手することができる。

投資者は、（ ）事業体が保管する投資者自身の個人データの写しを入手する権利、（ ）事業体が保有する個人データの誤りを訂正する権利、ならびに（ ）複数の状況において、忘れられる権利および処理を制限または拒否する権利を有するものとする。特定の限られた状況において、データ・ポータビリティに係る権利が適用されることがある。受益者が個人データの処理に対して同意している場合、同受益者は、かかる同意をいつでも撤回することができる。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

##### データ保護

（中略）

管理会社のデータプライバシー通知は、ウェブサイト（<https://www.jfml.lu/policies.html>）において入手可能である。

投資者は、（ ）事業体が保管する投資者自身の個人データの写しを入手する権利、（ ）事業体が保有する個人データの誤りを訂正する権利、ならびに（ ）複数の状況において、忘れられる権利および処理を制限または拒否する権利を有するものとする。特定の限られた状況において、データ・ポータビリティに係る権利が適用されることがある。受益者が個人データの処理に対して同意している場合、同受益者は、かかる同意をいつでも撤回することができる。

（後略）

### 4 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

##### 純資産価格の計算

< 訂正前 >

（前略）

管理会社は、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンドの受益証券の1口当たりの純資産価格を、固定純資産価格で安定させる手続を設けている。ファンドの組入証券は、変動純資産価格と固定純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に日々見直される。変動純資産価格と固定純資産価格との間の差異は日々監視され、管理会社のホームページの公開情報部分で公表される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。かかる措置には、売買益または売買損を実現化させるための満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または時価評価に基づくもしくは時価評価を使用できないかもしくは市場データが利用可能な質に達していない場合においては保守的な評価モデルによる評価価格に基づく受益証券の1口当たりの純資産価格の決定が含まれる。

(中略)

ルクセンブルグみずほ信託銀行は、管理会社により、ファンドについて宣言される日々の受益証券の1口当たりの純資産価格と受益証券の1口当たりの分配金額の決定のため任命されている。

純資産価格の計算に誤りが生じた場合、管理会社は、純資産価格の計算誤りの際の投資者保護および投資規則の不遵守から生じる状況の修正に関する2002年11月27日付C S S F 通達02 / 77の重要性基準を適用する予定である。

<訂正後>

(前略)

管理会社は、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンドの受益証券の1口当たりの純資産価格を、固定純資産価格で安定させる手続きを設けている。ファンドの組入証券は、変動純資産価格と固定純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に日々見直される。変動純資産価格と固定純資産価格との間の差異は定期的に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。かかる措置には、売買益または売買損を実現化させるための満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または時価評価に基づくもしくは時価評価を使用できないかもしくは市場データが利用可能な質に達していない場合においては保守的な評価モデルによる評価価格に基づく受益証券の1口当たりの純資産価格の決定が含まれる。

(中略)

ルクセンブルグみずほ信託銀行は、管理会社により、ファンドについて宣言される日々の受益証券の1口当たりの純資産価格と受益証券の1口当たりの分配金額の決定のため任命されている。

管理会社は、トラストの受益者名簿に投資者自身が自身の名義で登録されている場合にのみ、当該投資者がトラストに対して直接投資者としての権利を完全に行使することができるという事実について、投資者の注意を喚起する。トラストに投資する仲介者を通じて投資者がトラストに投資する場合、(i) 投資者がトラストに対して受益者としての特定の権利を常に直接行使できるとは限らず、また( ) C S S F 通達24 / 856の定める過誤 / 違反が発生した場合に補償を受ける投資者の権利が影響を受けることがある。

(4) 計算期間

<訂正前>

トラストおよびファンドの決算日は、毎年10月31日である。

<訂正後>

トラストおよびファンドの決算日は、毎年10月31日である。

トラストの財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められている会計原則に基づき作成されている。

## 5 受益者の権利等

(3) 本邦における代理人

<訂正前>

(前略)

また日本国関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

である。

<訂正後>

(前略)

また日本国関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護士 十枝 美紀子

弁護士 橋本 雅行

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

である。

[次へ](#)

## 第三部 特別情報

### 第1 管理会社の概況

#### 2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

管理会社の目的は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）（以下「2013年法」という。）に従ってオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として行為することおよび2013年法別表 1. に記載された活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表 2. に記載された活動を遂行することができる。

また、管理会社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」という。）第15章に従い、管理会社として行為することである。これには、ルクセンブルグの国内外の投資信託（以下「UCI」という。）の設定、販売促進、事務管理、運用およびマーケティング、ならびにとりわけ2010年法パート 1 に基づくUCIの設立および2007年2月13日の専門投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2007年法」という。）に基づくAIFであるルクセンブルグ籍の専門投資信託の設立を含むが、これらに限定されない。

更に、管理会社は、より一般的に、AIF、UCIおよびUCITS（以下、総称して「AIF等」という。）の運用、事務管理、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。管理会社は、AIF等のために、有価証券、財産およびより一般的にAIF等の認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、ならびに、AIF等およびAIF等の受益者のために、全ての権利および特権（とりわけ、AIF等の資産を構成する有価証券に付随する全ての議決権）を行使することができる。これらの権限は、網羅的なものではなく、例示的なものにすぎないとみなされる。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するAIF等の目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる目的の達成のために有益および/または必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法第15章および2013年法の規定に定められた制限内に限る。

（後略）

<訂正後>

管理会社の目的は、AIFM法に従ってAIFのAIFMとして行為すること、およびAIFM法別表 1. に記載された活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表 2. に記載された活動を遂行することができる。

AIFMの主たる目的は、以下のとおりである。

- a. EU指令2011/61/EUの定めるルクセンブルグ籍および外国籍のAIFのために、AIFM法の第5条第2項および別表1に従い、管理運用業務、事務管理業務、販売促進業務およびAIFの資産に関するその他の業務を遂行すること。
- b. 契約型投資信託、変動株式資本を有する投資法人および固定株式資本を有する投資法人、ならびにルクセンブルグで設立されEU指令2011/61/EUの定めるAIFとして適格性を有するものために、2010年法第89条第2項の定める管理会社の業務を、2010年法第125-2条に従い遂行すること。

更に、AIFMは、AIFの運用、事務管理、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。AIFMは、AIFおよびその受益者のために、有価証券、財産およびより一般的にAIFの認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券の登録簿へのAIFおよびその受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、ならびに、AIFおよび

A I Fの受益者のために、全ての権利および特権(とりわけ、A I Fの資産を構成する有価証券に付随する全ての議決権)を行使することができる。

A I F Mは、自らの目的および自らが運用するA I Fの目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる目的の達成のために有益かつ必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、適用ある場合、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法およびA I F M法の規定に定められた制限内に限る。

(後略)

#### 4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

(前略)

管理会社およびすべての業務提供者は、利益相反を回避するために合理的な努力を尽くすものとし、これが不可能であることが判明した場合には、管理会社およびすべての業務提供者は、トラストが公正かつ正当な方法により取り扱われることを確保する。利益相反に関する方針はA I F Mにより確立されている。

<訂正後>

(前略)

管理会社およびすべての業務提供者は、利益相反を回避するために合理的な努力を尽くすものとし、これが不可能であることが判明した場合には、管理会社およびすべての業務提供者は、トラストが公正かつ正当な方法により取り扱われることを確保する。管理会社の利益相反に関する方針は、ウェブサイト(<https://www.jfml.lu/policies.html>)において入手可能である。

[次へ](#)

## 第2 その他の関係法人の概況

### 2 関係業務の概要

(2) ルクセンブルグみずほ信託銀行(「保管受託銀行」、「会社事務・支払事務・管理事務代行会社」および「登録・名義書換事務代行会社」)

<訂正前>

(前略)

また、ルクセンブルグみずほ信託銀行は、会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社として、ルクセンブルグ法により要求される一般的な管理事務の遂行、ファンド証券の発行および買戻しの手続、ファンドの受益証券の純資産価格の計算ならびに会計帳簿の維持にも責任を負う。

<訂正後>

(前略)

また、ルクセンブルグみずほ信託銀行は、( )登録・名義書換事務代行会社、( )会社事務代行会社および( )管理事務代行会社として、( a )ルクセンブルグ法により要求される一般的な管理事務(顧客対応を含む。)の遂行、( b )ファンド証券の発行および買戻しの手続、ファンドの受益証券の純資産価格の計算ならびに( c )会計帳簿の維持にも責任を負う。

ルクセンブルグみずほ信託銀行はまた、トラストの支払事務代行会社としても行為する。  
いずれの業務についても、管理事務代行会社から他の法人への委託は行われていない。

[次へ](#)

別紙 A

< 訂正前 >

## 内部与信特性評価手続

( 中略 )

### **ICQAPのガバナンスおよび実施**

ICQAPは、管理会社の経営陣および取締役会により承認されている。ICQAPおよび管理会社の評価手法は、定期的に少なくとも年1回更新される。管理会社のリスク管理機能を担う者が、ICQAPを策定し効率的に実施する責任を有する。管理会社の経営陣は、ICQAPが適切に機能していることを継続的に監督する。

( 中略 )

### **ICQAPのために実施されている運用枠組みの説明**

#### 実施されている管理会社の内部与信特性評価およびプロセス

( 中略 )

実際の与信特性評価を行う前に、管理会社は、とりわけ、以下の要素について事前に決定した。その詳細については、管理会社の経営陣および取締役会が承認し、リスク管理チームがそれに従って実施しているICQAPに定められている。

( 中略 )

ICQAPの適用にあたり管理会社が使用したデータは量的に十分かつ最新のものであり、とりわけ、以下の包括的ではないリストのものを含む、信頼できる様々なソースから収集されている。

- ブルームバーグおよびトムソン・ロイター等の大手財務情報提供業者(特に短期金融商品または債務証券の市場データ、価格設定および特性、クレジット・デフォルト・スワップの価格設定情報、財務指標、発行体に関する財務情報、格付ならびに格付見通し等について)

( 中略 )

#### 発行体のホワイトリスト

( 中略 )

ホワイトリストは、一度作成されると、管理会社のリスク管理チームが維持する。ホワイトリストについては、少なくとも月1回は見直しが行われ、必要に応じて更新される。ホワイトリストの作成後に新たな発行体が追加される場合には、投資運用会社の要請により行われ、前記と同じ承認プロセスに従うものとする。前記の条件をすべて満たさなくなった発行体は、ホワイトリストから除外される。

#### 重大な変更があった場合における与信特性評価および再評価の文書化

( 中略 )

発行体および商品に係る信用リスクの判断は、静的作業ではない。管理会社によって行われるすべての与信特性評価およびそれぞれに割り当てられるICQSも、少なくとも年1回(高ストレス下の市況については、より高い頻度で)見直される。また、委員会委任規則(EU)2018/990第8条に規定される重大な変更があった場合、管理会社は、米ドル・ポートフォリオがまだ保有し、担保として受け入れられ、および/またはホワイトリストに掲載されているMMIのうち影響を受けたものについて、与信特性評価を再度実施する。重大な変更の一例として、短期金融商品および/またはその発行体の格付が、管理会社により選定された2つの規制されている公認信用格付機関のいずれかによって最上位の2つの短期信用格付以下に引き下げられた場合が挙げられる。

#### 不利な再評価が行われた場合のエスカレーション・プロセスおよび救済措置

( 後略 )

< 訂正後 >

## 内部与信特性評価手続

（中略）

### ICQAPのガバナンスおよび実施

ICQAPは、管理会社のコンダクティング・オフィサーおよび取締役会により承認されている。ICQAPおよび管理会社の評価手法は、定期的に少なくとも年1回更新される。管理会社のリスク管理機能を担う者が、ICQAPを策定し効率的に実施する責任を有する。管理会社のコンダクティング・オフィサーは、ICQAPが適切に機能していることを継続的に監督する。

（中略）

### ICQAPのために実施されている運用枠組みの説明

#### 実施されている管理会社の内部与信特性評価およびプロセス

（中略）

実際の与信特性評価を行う前に、管理会社は、とりわけ、以下の要素について事前に決定した。その詳細については、管理会社のコンダクティング・オフィサーおよび取締役会が承認し、リスク管理チームがそれに従って実施しているICQAPに定められている。

（中略）

ICQAPの適用にあたり管理会社が使用したデータは量的に十分かつ最新のものであり、とりわけ、以下の包括的ではないリストのものを含む、信頼できる様々なソースから収集されている。

- ブルームバーグおよびICEデータ・サービス等の大手財務情報提供者（特に短期金融商品または債務証券の市場データ、価格設定および特性、クレジット・デフォルト・スワップの価格設定情報、財務指標、発行体に関する財務情報、格付ならびに格付見通し等について）

（中略）

#### 発行体のホワイトリスト

（中略）

ホワイトリストは、一度作成されると、管理会社のリスク管理チームが維持する。ホワイトリストについては、少なくとも月1回は見直しが行われ、必要に応じて更新される。ホワイトリストの作成後に新たな発行体が追加される場合には、投資運用会社の要請により行われ、前記と同じ承認プロセスに従うものとする。前記の条件をすべて満たさなくなった発行体は、ホワイトリストから除外される。トラストのホワイトリストは、ウェブサイト（<https://www.jfml.lu/mmfr.html>）において入手可能である。

#### 重大な変更があった場合における与信特性評価および再評価の文書化

（中略）

発行体および商品に係る信用リスクの判断は、静的作業ではない。管理会社によって行われるすべての与信特性評価およびそれぞれに割り当てられるICQSも、少なくとも年1回（高ストレス下の市況については、より高い頻度で）見直される。また、委員会委任規則（EU）2018/990第8条に規定される重大な変更があった場合、管理会社は、米ドル・ポートフォリオがまだ保有し、担保として受け入れられ、および/またはホワイトリストに掲載されているMMIのうち影響を受けたものについて、与信特性評価を再度実施する。重大な変更の一例として、管理会社により選定された信用格付機関のいずれかによって付与された発行体の信用格付が引き下げられた場合が挙げられる（後記「信用格付機関の選定および外部信用格付の監視」を参照のこと。）。

不利な再評価が行われた場合のエスカレーション・プロセスおよび救済措置

（後略）

[次へ](#)

## 別紙 B

別紙 B は、表題を含め全体として削除されます。